

議案第14号

教育長の臨時代理による事務の承認について

(教育職員手当等支給規則中改正)

平成30年3月5日教育職員手当等支給規則の改正について、教育長に委任する事務等に関する規則第3条第2項の規定により、臨時に事務を代理したので承認されたい。

平成30年3月14日提出

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聡

教育職員手当等支給規則の一部を改正する規則

教育職員手当等支給規則(昭和34年横須賀市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第6条の表中「8,600」を「8,700」に、

「	<table border="1"><tr><td>9,100</td></tr><tr><td>9,400</td></tr></table>	9,100	9,400	を	「	<table border="1"><tr><td>9,200</td></tr><tr><td>9,400</td></tr></table>	9,200	9,400	に、
9,100									
9,400									
9,200									
9,400									

「	<table border="1"><tr><td>4級 113号給</td><td>9,300</td></tr></table>	4級 113号給	9,300	を
4級 113号給	9,300			

「	<table border="1"><tr><td>4級 113号給</td><td>9,400</td></tr></table>	4級 113号給	9,400	に改める。
4級 113号給	9,400			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

(提案理由)

市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正に伴い、教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額を改めるため、この規則を改正する。

(教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額)

第6条 措置条例第5条第1項に規定する教育委員会規則で定める額(以下「加算額」という。)は、7,500円とする。ただし、次の表の昇格前の号給欄に掲げる号給を受けている者が昇格し、当該昇格前の号給に対応する同表の昇格後の号給欄に掲げる号給を受けることとなった場合のその者の当該昇格後の号給を受ける期間における加算額は、当該昇格後の号給に対応する同表の加算額欄に掲げる額とする。

昇格前の号給	昇格後の号給	加算額
		円
3級 114号給	4級 101号給	7,700
3級 115号給	4級 102号給	7,700
3級 116号給	4級 102号給	8,200
3級 117号給	4級 103号給	8,200
3級 118号給	4級 103号給	8,700
3級 119号給	4級 104号給	8,700 <del>8,600</del>
3級 120号給	4級 104号給	9,200
3級 121号給	4級 105号給	9,400
3級 122号給	4級 106号給	9,300
3級 123号給	4級 107号給	9,200
3級 124号給	4級 108号給	9,200 <del>9,100</del>
3級 125号給	4級 109号給	9,400
3級 126号給	4級 110号給	9,300
3級 127号給	4級 111号給	9,200
3級 128号給	4級 112号給	9,100
3級 129号給	4級 113号給	9,400 <del>9,300</del>
3級 130号給	4級 114号給	9,300
3級 131号給	4級 115号給	9,200
3級 132号給	4級 116号給	9,100
3級 133号給	4級 117号給	9,300
3級 134号給	4級 118号給	9,300
3級 135号給	4級 119号給	9,200
3級 136号給	4級 120号給	9,100
3級 137号給	4級 121号給	9,300

(参照)

教育長に委任する事務等に関する規則(抜粋)

(委任の範囲)

第2条 教育委員会は次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(中略)

(3) 教育委員会規則及び教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

(中略)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情が生じた場合は、前条各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、その承認を得なければならない。